

第140回 日商簿記検定試験 2級 一商業簿記一 解 説

模範解答・予想配点・解説等は、学校法人高橋学園が独自の見解によって作成しており、検定試験実施機関における本試験の解答並びに出題の意図を保证するものではありません。なお、予告なしにその内容を変更する場合がございます。ご理解いただいたうえで、ご利用ください。

第1問

1. 会社設立

発行可能株式10,000株のうち、2,500株を発行しているため、発行金額の総額は2,500株に発行単価の¥40,000を乗じて算出することとなる。なお、資本金計上額は会社法で認められている最低限度額を計上する旨の指示より、資本金は発行金額の1/2の金額により計上し、資本準備金はその残額（発行金額総額－資本金計上額）により算出すること。また、諸費用については、当社が負担すべきものであるため、原則として費用計上するが、設立に伴い支出した金額であるため、創立費として繰延資産として計上する。

- (1) 発行金額総額：2,500株（発行株式数）× ¥40,000（発行単価）＝¥100,000,000
(2) 資本金計上額：¥100,000,000（発行金額総額）× 1/2（最低資本金計上額）＝¥50,000,000
(3) 資本準備金計上額：¥100,000,000（発行金額総額）－¥50,000,000（資本金計上額）＝¥50,000,000

2. 本店会計

本店の支払うべき買掛金を東京支店が支払っているため、本店に対する債権債務を示す本店勘定を借方に計上し、小切手として支払った支払額を貸方に計上する。

3. 売上割戻

売上割戻（リベート）とは、一定期間に一定金額又は一定数量を購入したことによる報奨金であり、俗にいうキャッシュバックである。売上割戻の会計処理については、現金支払を原則とするが、例外的に得意先又は仕入先と継続的な取引があり、かつ、リベート確定時において、売掛金又は買掛金の残高がある場合には、当該売掛金又は買掛金と相殺することもできることとなっている。そのため、問題の指示より神奈川商事に対するリベートについては、現金支払いによることとし、静岡商事については、売掛金と相殺する処理を行うこと。

- (1) 神奈川商店に対する売上割戻
現金支払額¥80,000をもって、売上割戻に計上する。
(2) 静岡商店に対する売上割戻
売上割戻引当金が前期末において計上されている（つまり、前期末において売上より既に控除済）ため、売掛金相殺額¥80,000から引当金計上額の¥55,000を控除した残額の¥25,000をもって、売上割戻に計上する。
なお、一連の流れとしては次のとおりである。

<前期末>

(借) 売上割戻引当金繰入額	55,000	(貸) 売上割戻引当金	55,000
(借) 売 上	55,000	(貸) 売上割戻引当金繰入額	55,000

<当期末>

(借) 売上割戻引当金	55,000	(貸) 売 掛 金	80,000
(借) 売 上 割 戻	25,000		
(借) 売 上	25,000	(貸) 売 上 割 戻	25,000

4. 社債の購入（満期保有目的債券）

利払日と異なる日に社債を購入した場合である。その場合には、社債本体の取得価額と共に前回の利払日の翌日から取得日までの利息に相当する金額（端数利息）を前に所有していた者に対して支払い、端数利息の金額を有価証券利息より控除しておく必要がある。これにより、取得後の最初の利息受取時にその支払った分の利息を含めて回収されるため、結果として取得日から利払日までの有価証券利息が計上されることとなる。よって、ポイントとしては、社債の取得価額及び端数利息の算出ができるかどうかである。

- (1) 社債の取得価額：¥100,000,000（額面総額）× @ ¥99/@ ¥100（発行割合）＝¥99,000,000
(2) 端数利息：¥100,000,000（額面金額）× 1.825% ×（※）30日/365日＝¥150,000
※ 4月1日（利払日の翌日）～4月30日（取得日を含む売却者の保有期間）＝30日

5. 減価償却費の計上

生産高比例法とは、その固定資産の利用高又は生産高に基づいて、減価償却を行うものであり、間接法との指示より減価償却費勘定及び車両減価償却累計額勘定を用いて仕訳を行う。なお、減価償却費の金額は、〔¥30,000,000（取得原価）－¥30,000,000×10%（残存価額）〕× 80,000Km/400,000km＝¥5,400,000により算出する。

第2問

伝票会計に関する問題であるが、伝票の本質は仕訳であるため、本解説も伝票を仕訳に直して解説していく。問題用紙の伝票及び解答用紙の仕訳日計表、総勘定元帳、仕入先元帳をもとに各金額を推定する部分が含まれているため、どの部分が関連しているのかをきちんと把握しておく必要がある。なお、本問では、3伝票制を採用しているため、入金伝票、出金伝票、振替伝票の3つの伝票で取引を記録していくこととなる。

1. 入金伝票

入金伝票は現金の入金があった場合に記入する伝票であり、借方側は全て現金で処理される。

<No. 101>

(借) 現 金	70,000	(貸) 借 入 金	70,000
---------	--------	-----------	--------

※ 仕訳日計表の借入金の方合計が¥70,000であり、他の伝票に借入金の増加がないことから、仕訳日計表の貸方側の¥70,000は<No. 101>の入金伝票によるものと推定する。

<No. 102>

(借) 現 金	180,000	(貸) 売 掛 金（東京商店）	180,000
---------	---------	-----------------	---------

<No. 103>

(借) 現 金	45,000	(貸) 未 収 金	45,000
---------	--------	-----------	--------

<No. 104>

(借) 現 金	310,000	(貸) 売 掛 金（山陽商店）	310,000
---------	---------	-----------------	---------

<No. 105>

(借) 現 金	53,000	(貸) 受 取 手 形	53,000
---------	--------	-------------	--------

※ 総勘定元帳（受取手形）の仕訳日計表から転記されてきた貸方金額が¥53,000であり、他の伝票に受取手形の減少がないことから、総勘定元帳（受取手形）の仕訳日計表から転記されてきた貸方金額¥53,000は<No. 105>の入金伝票によるものと推定する。

2. 出金伝票

出金伝票は現金の出金があった場合に記入する伝票であり、貸方側は全て現金で処理される。

<No. 201>

(借) 買 掛 金（北陸商店）	65,000	(貸) 現 金	65,000
-----------------	--------	---------	--------

※ 仕入先元帳（北陸商店）の出金伝票から転記されてきた金額が、前月繰越額¥218,000から出金伝票処理後の¥153,000を控除した¥65,000であると推定し、他の出金伝票に買掛金の減少がないことから、仕入先元帳（北陸商店）の出金伝票から転記されてきた金額¥65,000は<No. 201>の出金伝票によるものと推定する。

<No. 202>

(借) 支 払 手 数 料	35,000	(貸) 現 金	35,000
---------------	--------	---------	--------

<No. 203>

(借) 買掛金 (東海商事)	90,000	(貸) 現	金	90,000
----------------	--------	-------	---	--------

<No. 204>

(借) 支払手形	39,000	(貸) 現	金	39,000
----------	--------	-------	---	--------

<No. 205>

(借) 未払金	150,000	(貸) 現	金	150,000
---------	---------	-------	---	---------

※ 仕訳日計表の未払金の借方合計が¥150,000であり、他の伝票に未払金の減少がないことから、仕訳日計表の借方側の¥150,000は<No. 205>の出金伝票によるものと推定する。

3. 振替伝票

振替伝票は上記の入金伝票及び出金伝票以外の項目、すなわち、現金収支がない場合に記入する伝票である。

<No. 301>

(借) 仕	入	120,000	(貸) 買掛金 (北陸商店)	120,000
-------	---	---------	----------------	---------

<No. 302>

(借) 仕	入	260,000	(貸) 買掛金 (東海商店)	260,000
-------	---	---------	----------------	---------

※ 仕入先元帳(東海商店)の振替伝票から転記されてきた金額(貸方側)が¥260,000であり、他の伝票に買掛金(東海商店)の増加がないことから、仕入先元帳(東海商店)の振替伝票から転記されてきた金額(貸方側)¥260,000は<No. 302>の振替伝票によるものと推定する。

<No. 303>

(借) 売掛金 (東京商店)	220,000	(貸) 売	上	220,000
----------------	---------	-------	---	---------

<No. 304>

(借) 売掛金 (山陽商店)	320,000	(貸) 売	上	320,000
----------------	---------	-------	---	---------

<No. 305>

(借) 買掛金 (北陸商店)	80,000	(貸) 支払手形	80,000	
----------------	--------	----------	--------	--

※ 仕訳日計表の支払手形の貸方合計が¥80,000であり、他の伝票に支払手形の増加がないことから、仕訳日計表の貸方側の¥80,000は<No. 305>の振替伝票によるものと推定する。

<No. 306>

(借) 受取手形	30,000	(貸) 売掛金 (山陽商店)	30,000	
----------	--------	----------------	--------	--

<No. 307>

(借) 買掛金 (東海商店)	50,000	(貸) 売掛金 (東京商店)	50,000	
----------------	--------	----------------	--------	--

※ 仕訳日計表の売掛金の貸方合計が¥570,000であり、他の伝票の売掛金の減少額は入金伝票<No. 102> ¥180,000、入金伝票<No. 104> ¥310,000、振替伝票<No. 306> ¥30,000の合計¥520,000である。よって、仕訳日計表の売掛金の貸方合計が¥570,000から、他の伝票の合計額¥520,000を差し引いた¥50,000が<No. 307>の振替伝票によるものと推定する。

<No. 308>

(借) 未収金	400,000	(貸) 土地	450,000	
(〃) 固定資産売却損	50,000			

※ 貸借平均の原理(借方合計と貸方合計は必ず一致する)より、売却代金¥400,000及び固定資産売却損¥50,000の合計である借方合計¥450,000は貸方合計と一致し、貸方合計が土地の減少額を示すため、土地の減少額が¥450,000であると推定できる。

第3問

損益計算書の作成に関する問題であるが、未処理事項と決算整理事項が関連している箇所があるため、注意すること。

1. 未処理事項

(1) 退職金の支払

退職金の支払額が、期中において仮払金で処理されているため、本来退職金支払時に取崩すべき退職給付引当金と相殺を行う。

(借) 退職給付引当金	49,000	(貸) 仮払金	49,000
-------------	--------	---------	--------

(2) 手形の不渡

当社では、入金処理されているが、銀行側では取立が行われていないため、手形が手許に戻ってくる代わりに入金処理していた金額を取り消す必要がある。

(借) 不渡手形	8,000	(貸) 現金預金	8,000
----------	-------	----------	-------

(3) 商品の返品

商品の返品に伴い、売上及び売掛金の取消す処理が必要となるが、未処理のため当該処理を行う必要がある。

(借) 売	上	15,000	(貸) 売掛金	15,000
-------	---	--------	---------	--------

2. 決算整理事項

(1) 貸倒損失の計上及び貸倒引当金の設定

上記1. (2)で計上した手形につき、全額回収不能であることが確定したため、貸倒処理を行う必要がある。

また、次期の貸倒れに備えるために貸倒引当金の計上を行う。

① 貸倒損失

上記1. (2)で計上した手形は当期に発生した債権であるため、前期末において貸倒引当金は計上されていない。よって、貸倒引当金の残高があったとしても、全額貸倒損失として計上する。

(借) 貸倒損失	8,000	(貸) 不渡手形	8,000
----------	-------	----------	-------

② 貸倒引当金の設定

貸倒引当金の設定であるが、上記1. (3)の未処理事項の内に、売掛金の変動が生じているため、貸倒引当金の設定に際しては、当該変動も考慮し、計算する必要がある。

(借) 貸倒引当金繰入	24,050	(貸) 貸倒引当金	24,050
-------------	--------	-----------	--------

※ { ¥188,000 (整理前受取手形) + ¥2,472,000 (整理前売掛金) - ¥15,000 (上記1. (3)) } × 1% - ¥2,400 (整理前貸倒引当金) = ¥24,050

(2) 費用の見越

未払費用は期末において、現金支払額と費用発生額が異なる場合に計上されるものであるが、前期末分については、前期に費用計上されているため、当期においては控除し(再振替仕訳)、また、当期末分については、当期において費用計上される。

① 前期末計上分(再振替仕訳)

(借) 未払費用	355,000	(貸) 給料	320,000
(〃) 水道光熱費			35,000

② 当期末計上分

(借) 給料	335,000	(貸) 未払費用	375,000
(〃) 水道光熱費	40,000		

(3) 売上原価の算定

売上原価の算定は期首商品棚卸高に当期商品仕入高を加算し、期末商品棚卸高を控除し、棚卸減耗費及び商品評価損の売上原価算入額を加算して算出する。なお、棚卸減耗費及び商品評価損については、上記1. (3)の返品された商品の原価を考慮する必要があることに注意すること。また、以下の仕訳では仕入勘定で売上原価を算定した場合の仕訳により解説するものとする。

(借) 仕	入	3,316,600	(貸) 繰越商品	3,316,600
(借) 繰越商品		3,212,000	(貸) 仕入	3,212,000
(借) 棚卸減耗損		10,000	(貸) 繰越商品	10,000
(借) 商品評価損		15,000	(貸) 繰越商品	15,000
(借) 仕入		10,000	(貸) 棚卸減耗損	10,000
(借) 仕入		15,000	(貸) 商品評価損	15,000

- ※ 期末商品棚卸高：¥3,200,000（期末帳簿棚卸高）＋¥12,000（返品分原価、上記1. (3)）＝¥3,212,000
- ※ 棚卸減耗費：{¥3,200,000（期末帳簿棚卸高）＋¥12,000（上記1. (3)）－¥3,202,000（期末実地棚卸高）＝¥10,000
- ※ 商品評価損：¥30,000（品質不良）－¥30,000（品質不良）×50%（販売可能価額）＝¥15,000

(4) 支払利息の繰延

平成27年3月1日に支払った支払利息について、全額支払利息の繰延（前払費用として計上）とされているため、当期の費用に対応する部分については、支払利息として振り替える必要がある。

(借) 支	払	利	息	4,000	(貸) 前	払	費	用	4,000
-------	---	---	---	-------	-------	---	---	---	-------

- ※ ¥12,000（整理前前払費用）×1か月（平成27年3月1日～平成27年3月31日）/3か月＝¥4,000
- ※ （補足）決算整理前残高試算表に計上されている前払費用の金額は以下の算式により算出可能であるため、整理前の計上額が3か月分だということを確認することができる。
¥2,000,000（借入額）×2.4%×3か月/12か月＝¥12,000（整理前前払費用）

(5) 減価償却

減価償却については、毎月末において減価償却費が月割計上されているため、最終月である3月末に計上すべき減価償却費の金額（1か月分）のみの計上を行う。

① 建物

(借) 減	価	償	却	費	4,000	(貸) 建	物	減	価	償	却	累	計	額	4,000
-------	---	---	---	---	-------	-------	---	---	---	---	---	---	---	---	-------

② 備品

(借) 減	価	償	却	費	3,500	(貸) 備	品	減	価	償	却	累	計	額	3,500
-------	---	---	---	---	-------	-------	---	---	---	---	---	---	---	---	-------

- ③ 減価償却費合計（P/L計上額）：¥82,500（整理前減価償却費）＋①＋②＝¥90,000
- ※ （補足）1月あたりの減価償却費及び決算整理前残高試算表に計上されている減価償却費の金額は以下の算式により算出可能であるため、それぞれを確認することができる。
 - i 1月あたりの減価償却費（建物）：¥1,440,000（整理前建物）÷30年（耐用年数）÷12か月＝¥4,000
 - ii 1月あたりの減価償却費（備品）：¥300,000（整理前備品）－{¥128,500（整理前備品減価償却累計額）－¥3,500（1月あたりの減価償却費）×11か月}×20%（償却率）÷12か月＝¥3,500
 - iii 決算整理前残高試算表に計上されている減価償却費：{¥4,000（上記i）＋¥3,500（上記ii）}×11か月＝¥82,500

(6) 除却

固定資産を除却した場合には、除却時の帳簿価額（処分価値がある場合には、当該処分価値を控除した金額）を除却損として特別損失に計上する。なお、勘定科目については、あくまでも建設途中のものではなく、中古建物の除却であるため、建物除却損勘定（又は固定資産除却損）により計上する。

(借) 建	物	除	却	損	4,000	(貸) 建	設	仮	勘	定	4,000
-------	---	---	---	---	-------	-------	---	---	---	---	-------

(7) 退職給付引当金

退職給付引当金の期末残高のみが資料として与えられているため、それぞれ退職給付引当金にどのような変動があるのかを考える必要がある。退職給付引当金の減少は、退職金の支払い（上記1. (1)参照）であり、退職給付引当金の増加は、退職給付費用として各期に配分された費用額であるため、これらの勘定分析により、退職給付費用の金額を推定することとなる。

(借) 退	職	給	付	費	用	116,000	(貸) 退	職	給	付	引	当	金	116,000
-------	---	---	---	---	---	---------	-------	---	---	---	---	---	---	---------

- ※ {¥590,000（期末残高）＋¥49,000（退職金の支払額、上記1. (1)）－¥523,000（退職給付引当金の期首残高、整理前退職給付引当金）＝¥116,000
- ※ （補足）なお、勘定により推定すると以下のとおりとなる。

退職給付引当金			
現金預金（退職金の支払額）	49,000	前 期 繰 越	523,000
次 期 繰 越	590,000	退 職 給 付 費 用	？
	639,000		？

(8) のれん

のれんは無形固定資産に該当し、直接法により每期均分額を償却していく（定額法）ため、決算整理前残高試算表については未償却残高が計上されていることとなる。よって、期間配分する場合も当初の償却年数10年で償却するのではなく、残存年数で償却を行うことに注意すること。

(借) の	れ	ん	償	却	2,000	(貸) の	れ	ん	2,000
-------	---	---	---	---	-------	-------	---	---	-------

- ※ ¥14,000（整理前のれん）÷{10年－3年（平成23年4月1日～平成26年3月31日）}＝¥2,000

(9) 法人税等の計上

法人税等については、税引前当期純利益に対して課税されるが、前期末計上超過額があるため、これを差し引く必要がある。

(借) 法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	185,000	(貸) 未	払	法	人	税	等	185,000
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------	-------	---	---	---	---	---	---------

- ※ ¥500,000（税引前当期純利益）×40%－¥15,000（整理前未払法人税等）＝¥185,000

3. (参考) 貸借対照表

貸 借 対 照 表			
平成27年3月31日現在		(単位：円)	
現金預金	496,450	支払手形	1,150,000
受取手形	188,000	買掛金	860,000
貸倒引当金	186,120	借入金	2,000,000
売掛金	2,457,000	未払費用	375,000
貸倒引当金	2,432,430	未払金	150,000
商 品	3,187,000	未払法人税等	200,000
前払費用	8,000	退職給付引当金	590,000
前 渡 金	72,000	資 本 金	720,000
仮 払 金	2,000	資 本 準 備 金	520,000
建 物	1,440,000	利 益 準 備 金	100,000
減価償却累計額	672,000	繰越利益剰余金	1,305,000
備 品	300,000		
減価償却累計額	168,000		
土 地	730,000		
建設仮勘定	4,000		
の れ ん	12,000		
	7,970,000		7,970,000